

公 示 日：2025 年 4 月 9 日（水）

調達管理番号：24a00715

国 名：ナイジェリア国

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

調 達 件 名：ナイジェリア国女性のエンパワメント推進アドバイザー業務

適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務 ：女性のエンパワメント推進
- （２） 格 付 ：３号
- （３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2025 年 6 月中旬から 2027 年 1 月中旬
- （２）業務人月：8.52 人月
- （３）業務日数：
 - ・ 第 1 次 準備業務 10 日、現地業務 30 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 10 日、現地業務 30 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 5 日、現地業務 30 日、整理業務 5 日
 - ・ モニタリング業務 10 日（約 5 ヶ月間、遠隔にてローカルコンサルタントと連携し、モニタリング業務を行う）
 - ・ 第 4 次 準備業務 5 日、現地業務 37 日、整理業務 8 日
 - ・ 第 5 次 準備業務 4 日、現地業務 16 日、整理業務 8 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の16%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2025年12月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2025年4月23日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン最新版の

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 13 日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	ジェンダー視点に立ったビジネス開発、金融・デジタルリテラシー、気候変動に関する各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （1）参加資格のない社等：特になし
- （2）必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ナイジェリアはサハラ以南のアフリカで最も人口の多い国であり、かつ最大級の経済規模を有する。ナイジェリアは、世界経済フォーラムが 2023 年に発表したジェンダーギャップ・レポートで 146 か国中 125 位であった。2022 年の同国のジェンダー開発指数は 0.886（サブサハラ・アフリカ平均 0.915）、同年のジェンダー不平等指数 0.677（サブサハラ・アフリカ平均 0.565）であり、域内の他国と比較してもジェンダー格差が大きいことを示している。特に、経済参加においては女性の労働参加率が男性に比べて低く、金融サービスへのアクセスも限られている。また世界銀行の最新のナイジェリア貧困評価によると、女性は特に出産可能年齢において経済的に最も脆弱であり、この時期に経済的機会が最も制限される傾向にある。社会規範に従って育児と家事の大部分を担う多くの既婚女性は、夫を主な稼ぎ手とせざるを得ない状況にある。さらに、限られた経済的資源や資産しか持たないまま突然世帯主となった女性は、貧困線以下に陥るリスクが高い。

こうした状況の改善に向けて、ナイジェリア政府は 2021 年～2025 年の国家開発計画（National Development Plan: NDP）や 2021-2026 年の国家ジェンダー政策（National Gender Policy: NGP）において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを重点分野として位置づけている。特に、2023 年に発表された「National Women's Economic Empowerment (WEE) Policy and Action Plan」では、女性の経済的エンパワメントを促進するため、都市部の小規模事業主や起業家への支援強化をはじめ包括的な戦略が示されている。WEE Policy and Action Planによると、ナイジェリアには約 2,300 万人の女性起業家があり、その大半がインフォーマルセクターで活動している。さらに、女性起業家は男性起業家と比較して 66%も低い利益しか得られていない。この計画では、農業分野における女性の参画拡大に加え、都市部の小規模事業主や起業家への支援、金融包摂の促進、デジタルスキルの向上など、幅広い分野で目標が掲げられている。また、女性の経済的機会を確保することが、ジェンダー不平等を低減し、家庭により良い教育、健康、栄養をもたらすとともに、女性とコミュニティのレジリエンスを構築するために重要である。こうした理由から、連邦女性省（Federal Ministry of Women Affairs: FMWA）は、女性のエンパワメント促進を目的として、担当官の能力強化を図るために専門家の派遣を要請した。

7. 業務の内容

本事業は、都市・農村でインフォーマルな小規模事業を営む低中所得層の女性のニーズと課題に即した研修パッケージを開発し、女性達に研修を提供できるよう、FMWA 経済サービス局（ESD）のコミュニティ開発オフィサー（Community

Development Officer: CDO) と社会福祉オフィサー (Social Welfare Officer : SWO) をマスタートレーナーとして育成するほか、パイロット活動として州・地方政府レベルに展開して研修パッケージを完成させ、包括的な能力開発計画の策定を支援し、もって小規模事業を営む低中所得層の女性の経済的エンパワメントに寄与するものである。

本事業は 2025 年 7 月～2026 年 12 月を予定 (計 18 カ月) しており、本事業では、小規模事業を営む女性のニーズ分析と既存のビジネス支援・金融包摂支援の内容及び研修資料をレビューし、効果的な支援パッケージを作成する。次に、開発した支援パッケージを実際に使用し、その効果と課題を明らかにするためのパイロット活動を実施する。最後に、パイロット活動の結果を踏まえ、支援パッケージを改訂し、最終化する。これらの一連の取り組みを通じて、ナイジェリアにおける小規模事業を営む女性のニーズに適した、実効性の高い女性の経済的エンパワメント支援パッケージの開発を目指す。

協力期間が 18 ヶ月と限られているため、連邦首都特別地域を含む 3 つの州を中心にパイロット活動を行い、専門家渡航時以外は現場の調整・モニタリング・マネジメントは現地ローカルコンサルタントを中心に行うことを想定する。

なお、パイロット活動では、以下の 3 段階アプローチを採用すると共に、FMWA、金融機関、ビジネス開発サービス提供機関等との連携を強化し、可能な範囲でデジタル技術を活用した支援方法の導入も含め、それぞれの専門性を活かした支援が提供されることを想定する。

- ① ESD の SWO、CDO を対象としたマスタートレーナーの育成
- ② State representative of 50MAFWS 等の州レベルの人材育成
- ③ コミュニティレベルでの研修

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 6 月中旬～2025 年 7 月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ナイジェリア政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ナイジェリアにおける女性の経済的エンパワメントの現状と課題を把握する。また、これまで日本がナイジェリアにおいて実施してきた関連協力 (ジェンダー、民間セクター、農業開発等) の概要・成果・課題等を把握・分析する。

②パイロット活動候補州を検討、提案する。

- パイロット地域の選定においては、対象地域を連邦首都地区（FCT）及び関連州から、地理的バランス、都市部・農村部のバランス、女性起業家の多様性を考慮して選定する。

③ JICA ガバナンス・平和構築部及びナイジェリア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

④ ワークプラン（全体・英文）を作成し JICA ガバナンス・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、JICA ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

⑤ 本業務において JICA ナイジェリア事務所が契約する現地傭人に関する情報収集、調整、準備を行い、同事務所による契約手続きを支援する。現地傭人はシニアレベルで業務を行う者と、その指示のもと現地活動を行う者の 2 名体制とする。現地傭人の業務内容は、成果 1 にかかるニーズ調査、研修にかかる全体調整、パイロット活動の運営とモニタリングとデータ収集、成果の集計や取りまとめを想定。

（２） 第 1 次現地業務（2025 年 7 月下旬～2025 年 8 月下旬）

① 現地業務開始時に、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関である ESD にワークプラン（全体・英文）を説明し、業務計画の承認を得る。

② FMWA の関連部局、および ESD やその他関連機関からナイジェリアにおける女性の経済的エンパワメントに関する情報収集、ヒアリングを行い、同分野に関する実態を把握する。特に、C/P と協議の上で、候補となるパイロット活動候補州を訪問し、現場の状況を確認する。

③ 現地コミュニティや各関係機関から情報収集、ヒアリングを行い、小規模事業を営む低中所得女性の課題とニーズ、および気候変動が低中所得女性の事業に与える潜在的影響、インパクトを特定する。

④ 対象女性のニーズと課題に対し、CDO と SWO が提供している支援のギャップとその要因、限界を特定する。

⑤ 基本的なビジネススキル、金融・デジタルリテラシー、気候変動リスクに関する既存の研修プログラムや教材をレビューし、CDO や SWO の能力開発のための研修パッケージに盛り込むべき要素や活用可能なリソースを特定する。

⑥ ②の調査に基づき、C/P と協議の上パイロット活動対象州を決定する。

⑦ 第1 現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。

（3） 第1 次整理業務（2025 年 8 月下旬～2025 年 9 月上旬）

① 第1 次現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に報告・提出し、第2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（4） 第2 次準備業務（2025 年 10 月上旬～2025 年 10 月中旬）

- ① （2）において収集・分析した既存の資料や資源を効果的に活用し、マスタートレーナー用研修、ターゲット層の女性を対象にした研修パッケージ案の作成を行う。
- ② マスタートレーナーの育成研修、State representative of 50MAFWS 等の州レベルの人材育成の研修提供メカニズムとチャンネル案の作成を行う。
- ③ 第2 次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後、提出する。併せて、JICA ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

（5） 第2 次現地業務（2025 年 11 月上旬～2025 年 11 月下旬）

- ① 研修パッケージ案を C/P と協議の上で最終化する。
- ② 研修提供メカニズムとチャンネルを C/P と協議の上で最終化する。
- ③ 決定したパイロット州を訪問し、以下について合意形成を行う。関係機関のオーナーシップを確保するため、十分な協議を行う。
 - 州レベルでのパイロット活動実施方針（対象コミュニティ、州レベル研修の対象者、人数等）
 - コミュニティレベルでのパイロット活動実施方針（研修対象者、人数、実施回数等）
 - 参画する関係機関（金融機関、ビジネス開発サービス提供機関等）
 - 州政府と FMWA と関係機関の役割分担
- ④ パイロット活動の詳細な実施スケジュール案を立て、C/P と合意する。
- ⑤ 第2 次現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。

（6） 第2 次整理業務（2025 年 12 月上旬）

第2 次現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(7) 第3次準備業務(2026年1月中旬～2026年1月下旬)

- ① パイロット活動のモニタリング法とメカニズム案を作成する。
- ② 現地業務にかかるワークプラン(英文)を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、JICA ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地業務(2026年2月上旬～2026年3月上旬)

- ① パイロット活動のモニタリング法とメカニズムをC/Pと協議をし、最終化する。
- ② ESDのCDOおよびSWOに対し、マスタートレーナー用の研修を実施する。
- ③ パイロット州へ訪問し、モニタリング法とメカニズムについて説明し、州関係者の業務(報告内容、頻度等)について合意形成を行う。関係者のオーナーシップを確保するため、十分な協議を行う。
- ④ パイロット地域でターゲット層の女性を対象にした研修を実施するための調整や準備を行い、現地傭人が実施できるように調整する。
- ⑤ 第3次現地業務結果報告書(英文)をC/Pに提出し、報告する。

(9) 第3次整理業務(2026年3月中旬～2026年3月下旬)

第3次現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(10) モニタリング業務(2026年4月上旬～2026年7月下旬)

- ① 現地傭人より、現地活動状況の報告を受け、遠隔でパイロット活動を監理し、必要に応じて活動の見直しを行いながら成果の確認、分析を行う。

(11) 第4次準備業務(2026年8月上旬～2026年8月中旬)

- ① パイロット活動の評価に向けた調査計画を策定する。以下の内容を含むこととする。
 - マスタートレーナー研修
 - 州レベルの研修
 - コミュニティレベルの研修
 - 研修提供メカニズム

➤ モニタリング方法

- ② 活動進捗報告書（和文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出する。
- ③ 第4次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、JICA ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

（12）第4次現地業務（2026年8月中旬～2026年9月下旬）

- ① パイロット活動の評価計画に基づき、調査・分析を行う。
- ② 第4次現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。

（13）第4次整理業務（2026年9月下旬～2026年10月上旬）

- ① 分析結果に基づき、以下からなる支援パッケージの課題と改善点を特定し改善案を策定する。
 - マスタートレーナー研修
 - 州レベルの研修
 - コミュニティレベルの研修
 - 研修提供メカニズム
 - モニタリング方法
- ② 第4次現地業務の評価結果を踏まえ、州や地方行政レベルに研修を下部展開するためのデリバリーチャネルの確立と活用について、パイロット活動から得られた教訓をまとめる。
- ③ 第4次地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する

（14）第5次準備業務（2026年10月上旬～2026年10月中旬）

- ① 次の展開フェーズに向け、ESD および州・地方行政レベルで女性の経済的エンパワメントに従事する人材のための包括的な能力開発計画の草案を策定する。
- ② 現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、JICA ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

(15) 第5次現地業務(2026年11月上旬～2026年11月中旬)

① 上記(13)①で策定した以下の改善案をC/Pと協議し、支援パッケージを最終化する。

- マスタートレーナー研修
- 州レベルの研修
- コミュニティレベルの研修
- 研修提供メカニズム
- モニタリング方法

② パイロット活動から得られた教訓をC/Pへ共有する。

③ 能力開発計画の草案をC/Pと協議し、最終化する。

④ JICA ナイジェリア事務所に第5次現地業務結果報告書(英文)を提出し、現地業務結果を報告する

(16) 整理業務(2026年11月中旬～2027年1月中旬)

第5次現地業務結果報告書(英文)及び専門家業務完了報告書(和文・英文)を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン(全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

・英文3部(JICAガバナンス・平和構築部、JICAナイジェリア事務所、C/P機関へ各1部)

(2) 活動進捗報告書(和文)

2026年8月頃、活動進捗をJICAと共有するために作成。報告書(和文)をJICAガバナンス・平和構築部に提出。

(3) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

- ・英文 3 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関へ各 1 部)
- ・和文 2 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ナイジェリア事務所へ各 1 部)

ただし、第 5 次現地業務結果報告書は (4) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(4) 専門家業務完了報告書

2027 年 1 月 15 日(金)までに提出。

和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

- ・英文 3 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関へ各 1 部) CD-ROM 1 部
- ・和文 2 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ナイジェリア事務所へ各 1 部) CD-ROM 2 部

また、以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ナイジェリアにおけるに州・地方行政レベルで女性の経済的エンパワメントに従事する人材のための包括的な能力開発計画の草案の提言

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積も

ってください。

(2) その他留意事項

ナイジェリア国内（首都アブジャを含む連邦首都区（FCT）及びラゴス州のみ）における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 17,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。

* 上記以外の地域は、経理処理ガイド ライン通りに計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。なお、第一次現地業務は 2025 年 7 月下旬～2025 年 8 月下旬頃を目途とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみであるが、JICA ナイジェリア事務所にて現地傭人として契約するローカルコンサルタント 2 名が、現地調査や活動、モニタリングなどを行う予定です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり（警護警官手配を含む。）

イ) 宿舍手配：便宜供与あり。精算は当該専門家自身で対応願います。

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：ナイジェリア事務所が支援。

カ) 執務スペースの提供：FMWA 省内における執務スペース提供

(2) 参考資料

ア) 本業務に関する以下の資料は、以下の ODA 見える化サイトで公開されています。

・ナイジェリア連邦共和国 女性の生活向上のための女性センター活性

化支援プロジェクト（フェーズ 2） 詳細計画策定調査報告書

- ・ナイジェリア連邦共和国 女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト（フェーズ 2） 業務完了報告書

リンク先：[女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクトフェーズ 2 | ODA 見える化サイト](#)

イ) 本業務に関する以下の資料はウェブサイトで公開されています。

- ・ナイジェリア連邦共和国 Project on activation of women development centres (WDCs) to improve women's livelihood Phase II : completion report (phase 2)

リンク先：[12185781.pdf](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得るこ

とができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上